

監事監査報告書

学校法人園田学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人園田学園

監事 徳田耕造

監事 畠山大志

私たちは、令和7(2025)年度に係る学校法人園田学園の業務及び財産の状況につき、私立学校法及び学校法人園田学園寄付行為の定めに基づき監査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその範囲

監査にあたっては、理事会及び評議員会の議事録、重要な決裁書類、各種内部規程等の閲覧を行いました。また、学校法人会計基準に基づき作成された計算書類及び附属明細書について精査するとともに、管理部門及び財務担当者等から説明を受けました。さらに、必要に応じて学校施設の状況を確認するなどし、理事の職務執行及び法人運営の状況について監査を実施しました。

2 監査の結果

(1) 理事の職務執行について

理事の職務執行について監査した結果、法令、寄付行為、並びに理事会規程その他の諸規程に違反する事実は認められませんでした。また、法人の業務執行は、所定の手続に基づき行われているものと認められます。加えて、改正私立学校法の趣旨を踏まえ、理事会及び評議員会を中心とする法人運営の体制並びに内部統制について、一定の整備が図られているものと認められます。

(2) 計算書類等について

学校法人会計基準に基づき作成された貸借対照表、収支計算書、財産目録等の計算書類及び附属明細書について監査した結果、これらはいずれも、学校法人園田学園の当該事業年度末における財産の状況及び当該事業年度中の収支の状況を適正に表示しているものと認められます。

なお、計算書類の作成に関し、是正を要する重大な事項は認められませんでした。

以上